児童クラブ育成料減免申請書

年　　月　　日

知立市長　　様

申請者（保護者）

住　所

氏　名

知立市児童クラブの実施に関する条例第１０条の規定により、育成料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、育成料の減免決定に当たり必要な範囲において、知立市が私の世帯全員（同一住所者を含む。）の住民基本台帳及び市民税の課税状況を閲覧すること、並びに、下記減免理由項目に関する受給状況等を関係部署に照会し、確認することに、上記の署名をもって同意します。

記

児童氏名等	（氏　名）			
	（生年月日）	年	月	日生
	（氏　名）			
	（生年月日）	年	月	日生
	（氏　名）			
	（生年月日）	年	月	日生
児童クラブ名	児童クラブ			
減免の理由 （該当番号に○印を）	１　生活保護等受給世帯 ２　市民税非課税世帯の母子・父子世帯 ３　就学援助の対象とされた世帯 ４　その他（　　）			

＜注意事項＞

○　年度当初の申請期間以後に減免申請をした場合は、減免申請を受理した月の翌月分から児童クラブ育成料を減免します。

○　就学援助の支給申請中であるなど、減免の理由への該当が見込まれることにより申請する場合は、減免の理由に該当することとなった後に減免が決定されます。

○　減免の理由がなくなった場合は、減免の理由がなくなった月の翌月分から育成料が発生します。

○　減免の理由「２」で申請する場合

・　４月分から９月分までの減免は前年度の市民税課税状況により判定し、１０月分から３月分までの減免は現年度の市民税課税状況により判定します。４月分から９月分の減免を受けた人が、１０月分以降も減免を希望する場合は、９月末日までに改めて減免申請が必要です。

・　調査年の１月１日現在（基準日）に知立市に住民登録のない場合は、基準日に住民登録のあった市町村の市町村民税非課税証明書（各市町村発行のもの）を添付してください。

・　世帯が分かれていても同一住所に課税されている人がいる場合は、市民税非課税世帯の対象にはなりません。

※市処理欄（記入しないこと）

	４月分～９月分	１０月分～３月分
生活保護	非受給 ・ 受給	非受給 ・ 受給
母子父子世帯	該当・非該当	該当・非該当
市 民 税	課税 ・ 非課税	課税 ・ 非課税
就学援助	非受給 ・ 受給	非受給 ・ 受給
減免決定	該当・非該当	該当・非該当